

非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

(平成 29 年 9 月 1 日より適用分)〔下線部分改訂〕

新	旧
<p>第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「<u>非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」および住民票の写し等（<u>住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、</u>）、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>（以下現行どおり）</p> <p>2～6 （現行どおり）</p> <p>7 <u>平成 29 年 10 月 1 日時点で当社に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請</u></p>	<p>第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>（以下省略）</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7（新設）</p>

新	旧
<p>書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用 <u>します。</u></p>	
<p>第15条（通知の効力） <u>お客様のお届出住所あてに、当社よりなされた諸通 知が、転居、不在その他当社の責に帰することので きない事由により、延着し、または到着しなかつた 場合においては、通常到着すべき時に到着したもの として取り扱うことができるものとします。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第16条～第20条（現行どおり）</p>	<p>第15条～19条（省略）</p>
<p>附則 この約款は、<u>平成29年9月1日</u>より適用させていた だきます。</p>	<p>附則 この約款は、<u>平成28年10月1日</u>より適用させて いただきます。</p>